

# 相続税の納税猶予に関する適格者証明願添付書類一覧表

## ●申請書類

| 番号 | 種類          | 備考  |
|----|-------------|---|
| 1  | 適格者証明書      | 2部<br>(押印のコピーは認められないため、 <u>2部ともに押印してください。</u> ) |
| 2  | 特例適用農地等の明細書 | 2部<br>(番号1とホッチキスで2点留めし、割印を押印してください。)            |

## ●添付書類

|   |                       |  |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 位置図                   | 1部<br>(現地確認のため)                                    |
| 2 | 公 図                   | 1部   |
| 3 | 営農計画書                 | 1部   |
| 4 | 遺産分割協議書の写し            | 1部<br>(遺産分割が済んでいない場合はこの特例は受けられません)                 |
| 5 | 相続関係説明図の写し            | 1部   |
| 6 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願調査票 | 1部<br>(申請書、添付書類一式を持って、地区担当者の農業委員に見せ、記入してもらってください。) |

## ●必要に応じて添付する物

| 番号 | 種類     | 備考                |
|----|--------|-------------------|
| 1  | 農地基本台帳 | 1部<br>(豊川市外に在住の方) |

## ●その他

- ・提出期限は月末までです。
  - ・書類提出後、納税猶予を受ける全ての農地を現地調査します。
  - ・雑草等が繁茂している農地や一部に建物があるなど農地として使えない部分は証明できません。
  - ・適格者証明願を提出した日によっては、証明書交付までに二か月以上かかることがあります。税務署の申告期限に間に合うよう、余裕をもって提出してください。
  - ・農業委員会で審議後、翌月上旬頃に交付します。
- (交付の際はこちらからご連絡します。証明手数料200円を用意してください。)